

# 第1章 環境基本計画の基本的事項

## 1 計画の策定の背景と目的

私たちのまち武蔵村山市（以下「本市」といいます。）は、狭山丘陵の自然を有し、都心近郊のみどり豊かな住宅都市として発展してきました。そして、自然や文化、産業、観光が一体となったまちづくりに取り組んでいます。

本市では、平成16年7月に、環境の保全等に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、環境保全等に関する基本的施策を定めた「武蔵村山市環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を施行しました。また、「環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年12月に「武蔵村山市環境基本計画」（以下「前計画」といいます。）を策定し、平成24年度に、環境問題や社会情勢の変化を踏まえ前計画の改訂を行いました。そして、平成27年度に目標年度を迎えました。

環境を取り巻く課題は、市だけで解決できる問題ではなく、一人ひとりのライフスタイルの転換や事業者の事業活動の転換も求められます。この10年間で、環境に関する法体系が整備され、市民・事業者の環境に関する意識も高まっていますが、課題解決に当たっては、市・市民・事業者が一体となった取組が、今後より一層求められます。

このような、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、前計画が平成27年度に目標年度を迎え、また、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため、「武蔵村山市第二次環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定したものです。

この度、本計画が中間年を迎えましたので、環境問題や社会情勢等の変化を踏まえ、改訂を行いました。

### 武蔵村山市環境基本条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

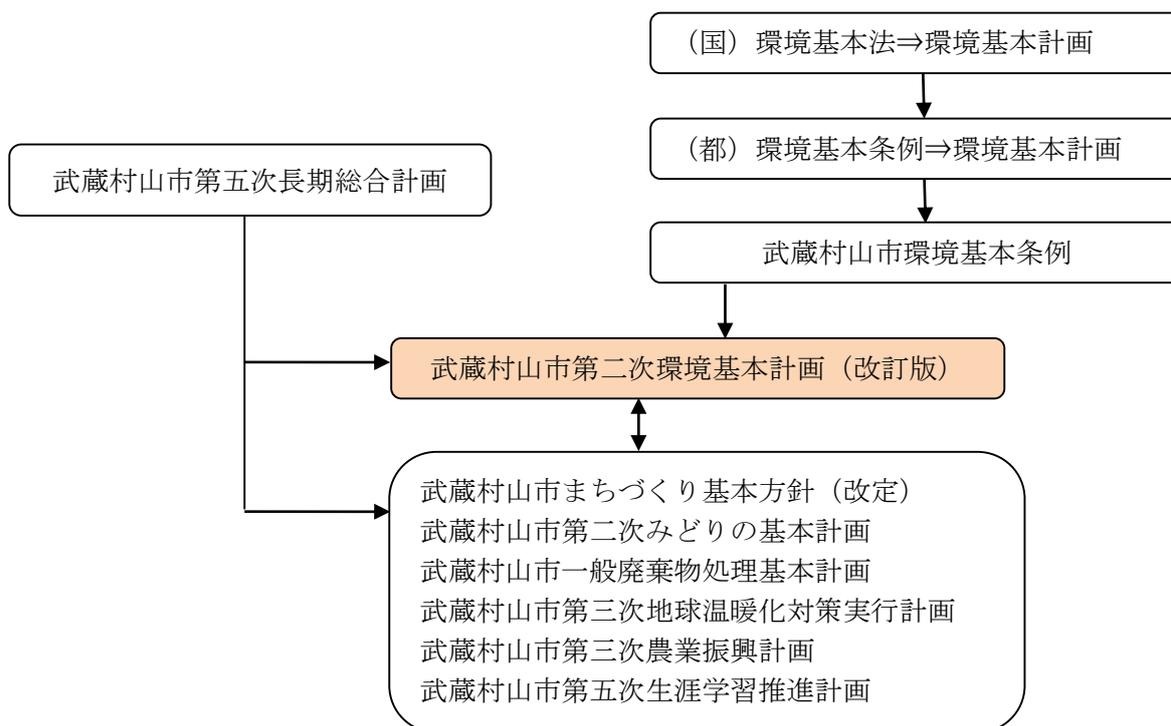
3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「環境基本条例」に基づき定めるもので、「武蔵村山市第五次長期総合計画（令和3年度～12年度）」を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として位置づけています。

なお、「武蔵村山市まちづくり基本方針」などの関連計画における環境に関する施策とも整合性を図ります。

### <環境基本計画の位置づけ>



## 3 計画の期間

本計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「武蔵村山市第二次環境基本計画」を改訂したものであり、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、環境問題や社会情勢等の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
武蔵村山市第二次環境基本計画					武蔵村山市第二次環境基本計画(改訂版)				
				見直し					

## 4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、武蔵村山市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や国、都との連携を図ります。

## 5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、環境基本条例に基づき、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、環境基準の遵守と維持に努め、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが基本になります。

### <計画の推進主体とその責任と役割>

市の責任と役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に関する施策を策定し、実施します。</li><li>・自ら率先して環境負荷低減に取り組み、市民・事業者と連携を図り、環境に関する取組を実施します。</li><li>・市民・事業者が環境保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供、活動の支援を行います。</li></ul>
市民の責任と役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。</li><li>・環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組みます。</li></ul>
事業者の責任と役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。</li><li>・事業活動に係る製品等の使用又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要なことを実施するよう努めます。</li><li>・地域の一員として、環境の保全等に関する学習の機会や地域活動へ参加します。</li></ul>

## 6 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。また、これらの4つの環境と横断的に係わる「参画と協働、環境教育・環境学習、環境行動」を範囲に含めます。

対象とする範囲は以下の4つの環境及び横断的な対象を1分野とします。

